

八保介第1283号
平成19年2月15日

指定居宅介護支援事業者管理者 様

八尾市介護保険課長

別居親族による訪問介護サービスの提供について

平素より介護保険事業に格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、訪問介護員の親族への訪問介護サービスの提供のうち、同居家族については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第25条のとおり禁止されています。一方、同居でない家族への訪問介護については、一定の条件のもとで認められていますが、一部訪問介護事業者において必ずしも適切でないサービス提供が見受けられます。

そのため、その適切な取り扱いについて大阪府と協議を行ってきましたが、この度、八尾市においては、同居でない家族への訪問介護について、保険者においても「利用者が認知症状を有する等により、別居親族である訪問介護員の対応を必要とするやむを得ない理由」を把握し、必要に応じて指導並びに是正を行うことにより、給付の適正化を図ることといたしました。

つきましては、各事業者におかれてはその趣旨を十分に理解いただくとともに、別居親族による訪問介護サービスを提供する場合、下記の通り訪問介護事業者から「協議書」を提出していただくことといたしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 取扱い要領及び協議書 別紙の通り
2. 対象 月 平成19年4月サービス提供分より

お問い合わせ

〒581-0003 八尾市本町1-1-1
八尾市 介護保険課 給付担当
電話 072-924-9360
FAX 072-924-1005